

第1回鎌倉市児童福祉審議会会議録

平成12年8月19日(土)9時30分～11時25分

第1回目のため、委員長の選出まで子ども家庭福祉課長の水尾幹事が司会を行ない、会議次第により審議会が進められた。

市長から各委員に委嘱状の交付が行なわれ、引き続き市長のあいさつ及び各委員から自己紹介がされた。

市長の退出後、委員長・副委員長の選出に移った。

委員長には松原委員、石井委員の2名が、副委員長には富田委員、藤原委員の2名が推薦等により選ばれ、多数決により委員長には松原委員、副委員長には富田委員が選出された。

ここで市長入室後、委員長へ諮問書の交付が行なわれた。市長は所用のため退出した。

委員長あいさつ後、水尾幹事から以下の資料確認があった。

- 1 第1回鎌倉市児童福祉審議会会議次第
- 2 鎌倉市児童福祉審議会委員名簿
- 3 鎌倉市児童福祉審議会会議公開取扱要領(案)
- 4 傍聴者の皆様へ(ご案内)(案)
- 5 鎌倉市児童福祉審議会条例
- 6 鎌倉市児童福祉審議会条例施行規則
- 7 鎌倉市児童福祉審議会について 5ページ
- 8 資料
- 9 鎌倉市児童育成計画

続いて、委員長から促されて事務局から幹事・書記の紹介がされた後、審議が進められた。

委員長 日程の確認として午後に予定がある方がいるので、閉会が11時20分となっているが、お忙しいばかりです。場合によっては積み残しも出てしまうが、11時過ぎぐらいで次回・次々回の日程を決めたいので、よろしくをお願いします。

まず、審議(1)の会議の傍聴についてですが、最近の状況としてはこういった審議会は公開を基調にしているが、この会としても広く公開性を持って進めて行きたいと考えているので、要領についての説明を事務局からお願いしたい。

事務局 鎌倉市児童福祉審議会会議公開取扱要領案については、市の各審議会での取り扱いの前例を踏まえて、同様に準用したものです。

傍聴者の皆様へ(ご案内)案についてはこの要領案を噛み砕いた内容で出し

たものです。

- 委員 傍聴者の野次の扱いはどうするか。委員長が静止の指導をするのか。
- 事務局 特に、野次については触れていないが遵守事項の内容で理解いただけると考えている。
- 委員 遵守事項を違反した場合は、傍聴者を退席することできるかと考えるが、退席を命じるのは委員長か。
- 事務局 そのように理解している。
- 委員 公開することが適当でない判断した場合は公開しないことができるとなっているが、どのような場合か。
- 事務局 プライバシーに関わることは非公開ということで理解している。
- 委員 会議等の周知はグリーンネットで掲載することになっているが、ホームページのアドレスが出ていないので、載せてほしい。
- 傍聴の申し込みについては、通常は当日、会場に来た先着順で決めていると思うが、この方がより明確な公開性になると考えられるので、時間的な配慮もされてのことと思うが、電話より先着順でどうか。
- なお、プライバシーに関わることは非公開ということは理解できるが、名前を伏せても最大限公開していけると考える。通常では、傍聴者が出されてしまうというようなことは考えられないので、限られた会場のスペースもあると思うが、椅子を入れるなどにより極力公開していくというのが鎌倉市のスタンスであり、より一層の市民からの信頼を得ると考えるがどうか。
- 委員長 電話で予約されても見えない部分があり、先着順もある程度妥当性があると思うが、事務局はどのように考えているか。
- 事務局 この会議の傍聴者数が相当数予想されたため、会場に入りきれなかった場合も想定されたのでこのような形をとった。
- 委員 遠方から来る人に配慮することは評価するが、椅子を増やすことで対応できると考える。
- 窓口の電話で対応していきたいということで考えるならば、傍聴者名を明らかにして透明性を確保して行ってほしい。
- 委員長 名前だけでも掲示することでどうか。
- 事務局 異論はない。
- 委員長 傍聴者の人数については、その時の会場の状況に合わせた中で、最大限に受け入れるということで事務局はどうですか。
- 事務局 そのように対応する。
- 委員 市役所の会場もなかなか見つからず、また、限られた審議時間の中で傍聴者用に椅子を搬入するのも時間を要することを考えると、裁判所のように抽選にしたらどうかということも考えられる。

- 委員長 意見もいろいろ出されているが、審議会の効率と広く公開の姿勢を踏まえて、会場の物理的な条件をいかながら審議に支障のない形で事務局案のとおり進めていきたい。
- 意見については、1点目として傍聴者の皆様へ（ご案内）にグリーンネットのメールアドレスを追加することと、2点目に電話での傍聴申し込みについては、透明性を確保するために先着順に電話で受け付けたリストを必ず掲示する。3点目として傍聴者の人数については最大限の努力をしていく。
- あらためて今後の審議会運営について確認するが、会議についても資料についても充分プライバシーを考慮したうえで公開するというので、統括的に審議会の賛同が得られれば進めていきたい。
- 委員 会議を円滑に進めていくうえでもそれを妨害するような場合があれば、委員長がどういう権限で排除するのかを文書で付け加える必要はないか。
- 委員長 基本的には議事が妨害されるような場合は、委員長権限で退席を勧告するというので、静止をさせて退席を促す。
- 文書化するということについては、同じ鎌倉市民として信頼を持って進めて行きたいと思うので、傍聴に入った冒頭に口頭でこの場で確認できれば結構です。
- 委員 公開取扱要領及び傍聴者案内にも退席を触れられていないが、どうか。
- 委員長 表現の問題と思われるが、公開取扱要領に基づいて進めて行きたい。
- 委員 委員長が退席を命じられるということを明確にしたらどうか。
- 委員長 委員長権限ということは、審議会条例で審議会を代表し会務を総務するという立場で、審議会を代行して退席を求める立場として理解している。
- 委員 委員長の話はよく分かるが、予期しないことも起こる懸念もあるので、委員としてもゆったりした気持ちで審議をするためにもその辺が少し心配になったので、載せる必要があると思うが。
- 委員長 二人の委員から退席の文言をとの意見があったが他の委員は。
- 委員 審議の妨げになる場合は退席を命じることができると、この場で一度確認されたことだからあえて入れることはない。
- 委員長 これまでの前例に基づいて作られたと思うが、実際、審議会等でいままで退席を求めた例はあるか。
- 事務局 特に、そこまでのことはない。
- 委員 退席を入れなくてもよいと考える。
- 委員 あえて明記していなくても、暗黙の了解の中で弾力的に対応するのが委員長であってよいと考える。
- 委員長 鎌倉市の議会ではどのような規定があるか。
- 幹事 市議会は法律に基づいて法律的な決定を行なう機関のため、当然法律的な

権限に基づいて行なっている。昔は会議の傍聴取締規則というものがあって、公開を原則にしていなかったため取締をした時代だった。

最近では、公開を原則にきつい縛りは行なっていないが、議事進行の妨げとなるような場合は権限行使を行なっている。

ただし、委員長の話のようにここは審議会であって市長からの諮問に基いて答申する場であって、なにか行政的な執行の決定をする場ではない。

ゆったりとした気持ちで審議していくならば、取り締まる立場でないので、委員を補佐する幹事として個人的な立場では、委員長が権限を持つという総意の中で、通常この程度でよいかと考える。

委員 厳格さを持つ文字をあえて表すことはないと思う。

委員長 基本的に確認したいのは、私たちが責任を持って議論をする妨げとならないように、私の方で傍聴者に注意を促すということで、審議会としてこの公開要領（案）に基づき傍聴を認め、資料を公開する。

それでは、待っている傍聴者の入場をお願いします。

事務局 傍聴者の皆様へ（ご案内）にグリーンネットのホームページアドレスが抜けているので、追記ということで黒板に書く。また、傍聴者への資料は、鎌倉市児童福祉審議会公開取扱要領を除いた全ての資料を配布するが、鎌倉市児童育成計画の冊子については予備がないので、市政情報コーナーに閲覧用として1部設置する。

（傍聴者7名入場する。）

委員長 傍聴者の皆様へについて2点ほど説明します。

1点目にグリーンネットのアドレスが漏れていたため黒板に記載した。

2点目として、資料は委員とほぼ同様のものを提供するが、意見・不規則発言等は控えることとし、もしそのようなことがあれば責任を持って対応することとします。

それでは、議題にある審議の方法についての説明を事務局に求めますが、時間も迫っているため簡潔に願います。

事務局 諮問事項にある「地域における子育て支援のあり方について」の審議の目的は、子どもを取り巻く環境の変化と様々な課題に対応した子育て支援のあり方を審議いただき、特に、行政としての鎌倉市がどのように支援を進めて行けばよいかを導き出し、鎌倉市児童育成計画の補完と充実を図っていければと考えている。

そのため初めに、鎌倉市と国・県等の現状と課題を提示し、具体的な支援策に向けて、市民・地域・関係者を含めた役割の分担と協力等を審議願ひ、子育て支援の大きなネットワークづくりを考え、最終的な答申をいただきたいと考えている。

行政の役割としての分野の中で、諮問事項にある保育環境の充実と子育て家庭への支援充実について、概ね仕事と育児の両立を行う支援をするための保育分野と家庭での育児不安や育児負担の解消に向けた支援等を行う家庭保育分野の2分野にある程度限定して審議願いたいと考えている。

最終的には健全育成分野、ひとり親家庭分野、母子保健分野、療育分野、地域環境分野を含めた7分野の審議を願いたい、中身の濃さから考えて当面は先の2分野について審議を願いたい。

会議の予定は、2年間の委嘱期間を踏まえて、大変きついスケジュールだが今年度は6回、来年度については6回ほどの審議をお願いし、13年度末にはある程度の答えをいただきたいと考えている。

委員長 諮問事項の2点についての説明があり、平成14年の3月までに答申を願いたいとのことであったが、委員のあいさつにもあった鎌倉市児童育成計画では触れることのなかった幼稚園も含めて、また、ひとり親なども含めて審議していきたいが、2点にこだわらず別に関係する部分についても審議していきたいということであれば、また、全体を踏まえてこういうことも審議していきたいということがあれば意見を出してほしい。

委員 委員から鎌倉市児童育成計画に幼稚園が入っていなかったという話があったが、育成計画に加わった一人として説明すれば、当初は国のエンゼルプランに文部省が外れていて幼稚園が組み込めなかったもので、決してこちらではずしたわけではなく、幼稚園の扱いを考えなかったわけではない。

新しいエンゼルプランでは文部省も参画しているため、当然今度は一緒に考えなくてはいけないものだ。

そういった意味でも本市の児童育成計画は、全国に先がけてつくられたといえることができる。

委員 神奈川県の子育て支援計画を参考にして鎌倉市がつくったということであり、事情については理解している。

委員 鎌倉市のほうが国や県より早く作成している。

幹事 厚生省は平成7年に育成計画を作成し、同年に鎌倉市は県下の中でも相模原市、横浜市とともに作成した。神奈川県の計画は、その後、平成8年から9年にかけて取り組まれたと聞いている。

委員 そういった経過の中で、県のほうはこちらからの申し入れによって幼稚園を入れることで少し修正を加えた形となった。

委員 少子化の中で、親が特に母親がどうしたらいいかわからない状況で、親が危ない状況にもあるので、子育てを行なっている親への支援が重要と考える。

委員 大事なことは孤立しないことであり、悩むと周囲の目がとつても気になり、それを隠すことでさらに悪化する。そのため自分一人で抱え込まずに風通し

のよい環境をつくるための自己改良を行なうとともに、そういった悩みをみんなが抱えていける環境をつくることが重要と考える。

委員 全体を考えていく中で、子育ての親の状況を把握するためにも、環境の変化と少子化の基礎データをしっかりと取ることが大事であり、それによって鎌倉市の将来を担う子どもの姿が見えてくる。

そのためには、子育てについては両親の関わり方も大事であるため、父親・母親がどこでどのように働いているかの労働実態を踏まえるとともに、あわせて父親・母親の生活実態を捉えていくことが大事だ。これは保育園だけの問題ではなく幼稚園も含め、広くは小学校・中学校までも視野に入れて考えたうえで、子育てにどのように関わっていくかを考えていくうえでのとても必要なことと考えられる。

委員 子育てサロンになど来る母親の多くは、働いていず子育てのみに終始して、子育ての悩みを抱えているケースが見られるので、鎌倉市内ではどのくらいの母親が普段子どもと二人だけで過ごしているか、また、保育園に子どもを通わせ自分は働いている母親がどのくらいいるか、把握してほしい。

委員 次回までの宿題として、子ども数の伸び率の予測数字があれば、また、幼稚園・保育園等の児童数の割合があれば資料として提出されたい。

委員長 たぶん今日資料として用意した中にある程度の資料があると思うが、それを説明する時間がない。

私からの提案としては、審議事項の会議日程については大体これくらいで了解をいただき、審議方法についてはもう少し時間を取って意見をいただきたい。

次回については、もう一度持って来たこの資料に事務局からの細かい数字等を加えたうえで、その現状についてここで方向付けを行なう議論をしたいと考える。

今日のところは諮問事項の「地域における子育て支援のあり方について」に関係する審議事項の(1)と(2)を終わりたい。

次に次回及び次々回となる9月・10月の日程を決めたいが、学校の先生もいるため土曜日ぐらいで調整を図りたい。

それでは、第2回目は9月30日(土)の9時30分から、第3回目は11月3日(金)13時からに決めます。

それではこれをもちまして閉会します。